

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められていた建築審査会の委員の任期が条例に委任されることから、滋賀県建築審査会条例（昭和25年滋賀県条例第70号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築審査会の委員の任期は2年とし、再任されることができるとするほか、建築審査会の委員の任期について、必要な事項を定めることとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。

滋賀県建築審査会条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (委員の<u>勤務</u>) 第2条 <u>審査会の委員は、非常勤とする。</u> 第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (委員の<u>任期等</u>) 第2条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u> <u>4 委員は、非常勤とする。</u> 第3条以下 省略</p>

議第 号

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例

滋賀県建築審査会条例（昭和 25 年滋賀県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「勤務」を「任期等」に改め、同条中「審査会の」を削り、同条を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。